

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

(平成29年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられている。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は平成29年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものである。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

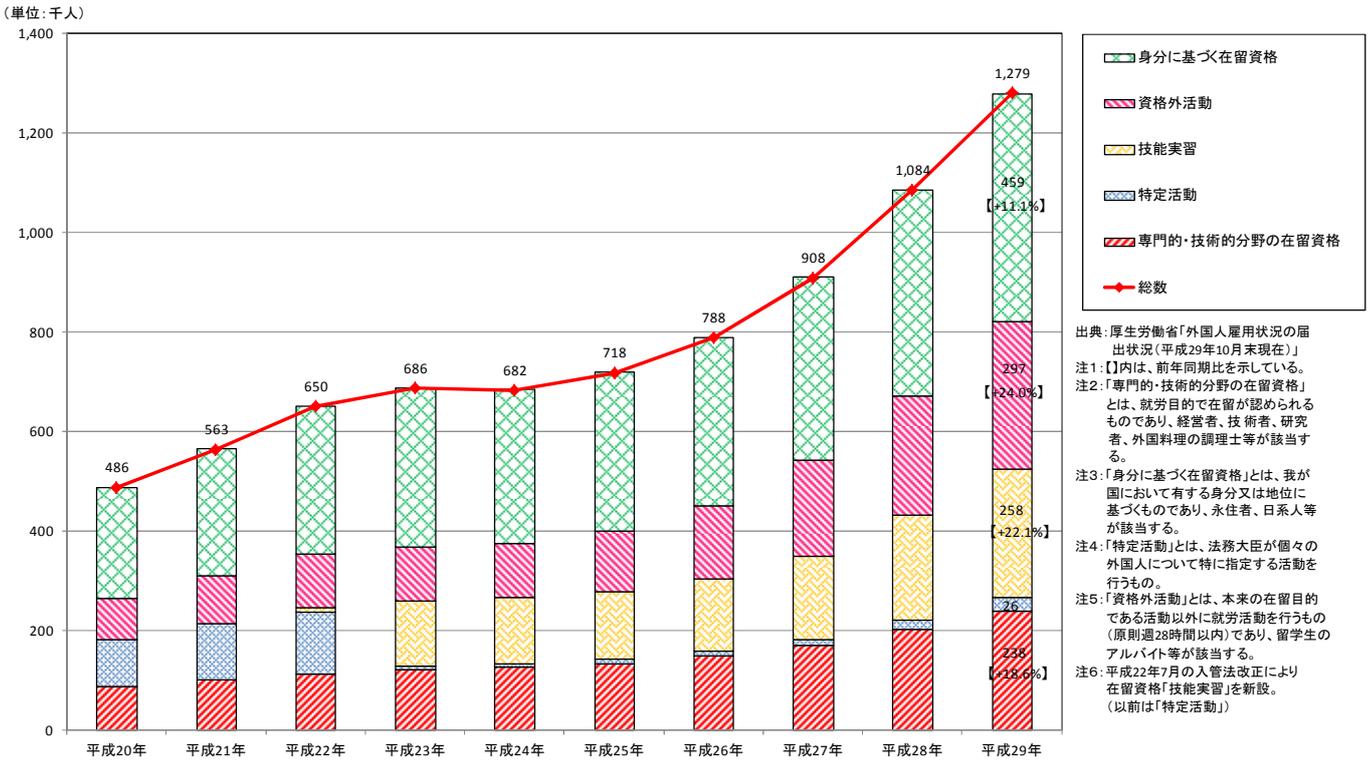
(1) 平成29年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は194,595か所であり、外国人労働者数は1,278,670人であった。これは平成28年10月末現在の172,798か所、1,083,769人に対し、21,797か所(12.6%)の増加、194,901人(18.0%)の増加となった。外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

【別表2、参考表】

外国人労働者数が増加した要因としては、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること、技能実習制度の活用が進んでいること等が背景にあると考えられる。

【図1】

図1 在留資格別にみた外国人労働者数の推移



(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は17,312か所、当該事業所で就労する外国人労働者は273,648人であり、それぞれ事業所全体の8.9%、外国人労働者全体の21.4%を占めている。

これは、平成28年10月末現在の16,389か所、237,542人に対し、923か所(5.6%)の増加、36,106人(15.2%)の増加となっている。【別表2、参考表】

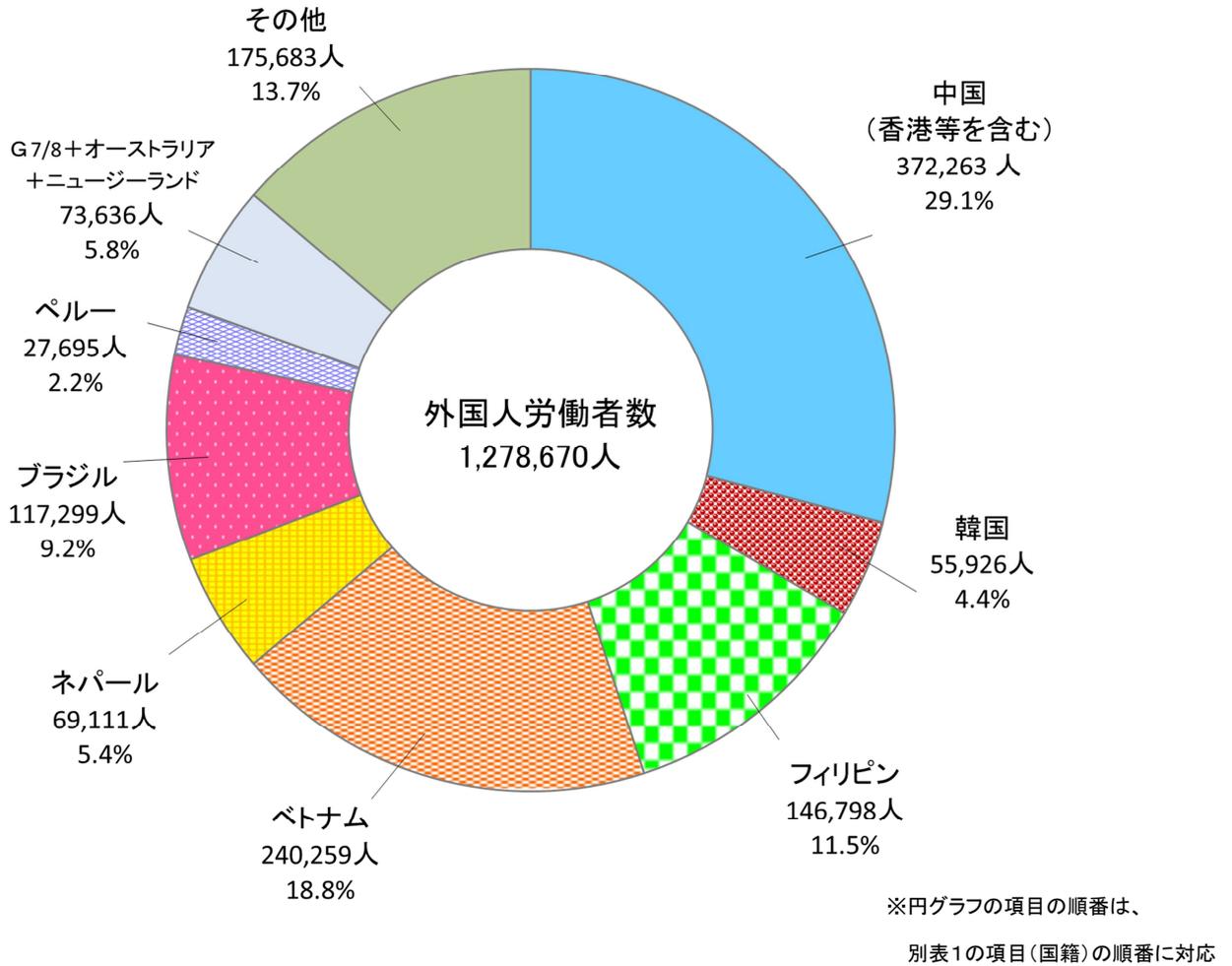
2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると中国が最も多く372,263人で、外国人労働者全体の29.1%を占める。次いで、ベトナム240,259人(同18.8%)、フィリピン146,798人(同11.5%)、ブラジル117,299人(同9.2%)の順となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で68,241人(39.7%)増加、また、ネパールについても、同16,341人(31.0%)と大幅な増加となっている。

【図2、別表1、参考表】

図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格¹」が外国人労働者全体の35.9%を占め、次いで、「資格外活動(留学)」を含む「資格外活動」23.2%、「技能実習」が20.2%、「専門的・技術的分野の在留資格²」が18.6%となっている。

「資格外活動(留学)」の外国人労働者は、259,604人と前年同期比で49,947人(23.8%)増加し、「技能実習」は257,788人と前年同期比で46,680人(22.1%)増加している。

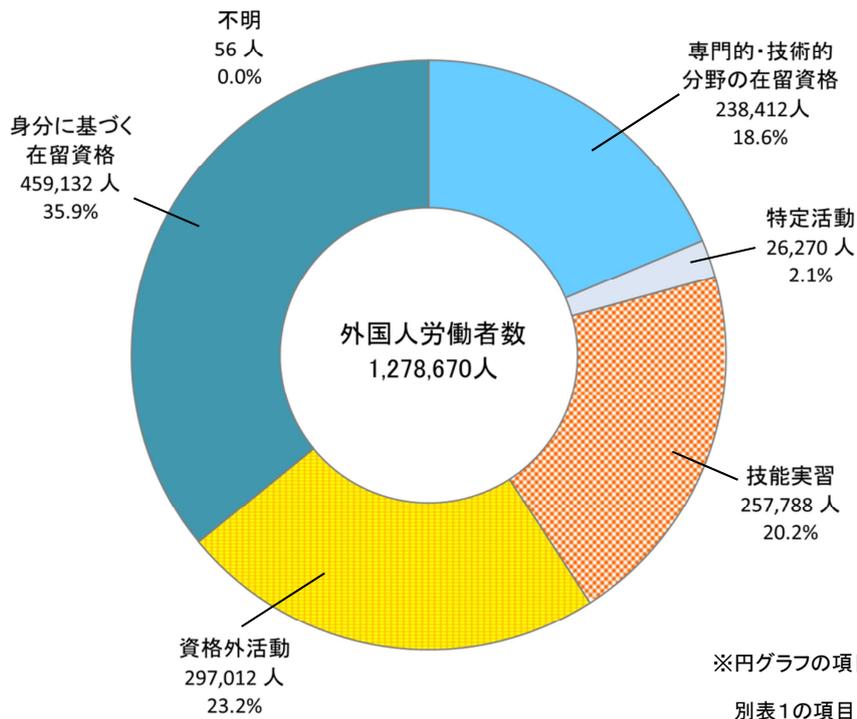
「専門的・技術的分野の在留資格」は238,412人と前年同期比で37,418人(18.6%)増加している。

【図3、別表1、参考表】

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」が該当する。

図3 在留資格別外国人労働者の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は「身分に基づく在留資格」が26.1%、「専門的・技術的分野の在留資格」が25.7%、「資格外活動」が24.4%、「技能実習」が22.6%となっている。

ブラジルは「身分に基づく在留資格」が99.1%を占めており、内訳では「永住者」の割合が最も高く、48.9%となっている。

ペルーはブラジル同様「身分に基づく在留資格」が99.2%と高い割合を占めており、うち「永住者」が65.6%と最も高くなっている。

フィリピンは「身分に基づく在留資格」が73.8%であり、うち「永住者」が43.0%を占める。

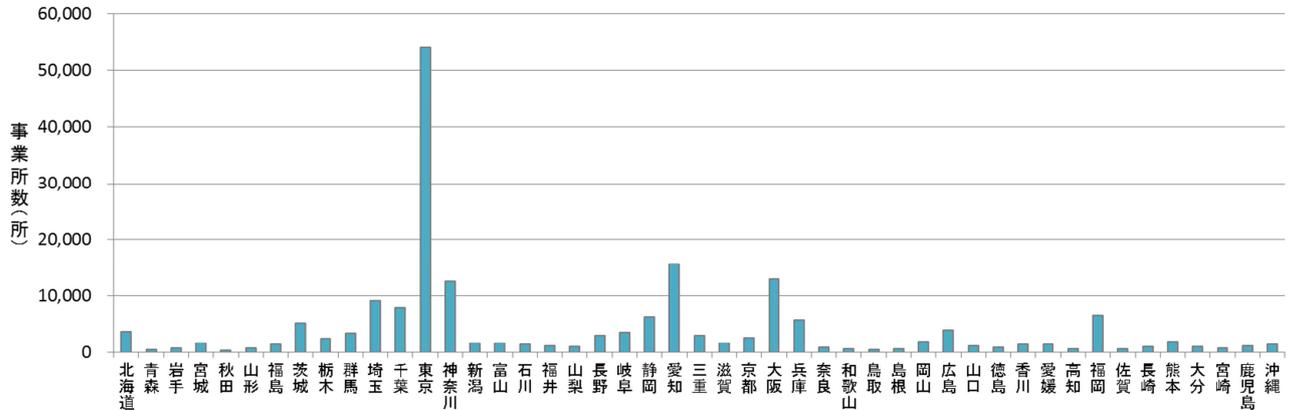
ベトナムは「技能実習」が43.9%、次いで「資格外活動(留学)」が41.0%となっている。ネパールは「資格外活動(留学)」が59.2%となっている。G7/8等³及び韓国は「専門的・技術的分野の在留資格」がそれぞれ58.8%、44.2%を占めている。【別表1】

³ G7/8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

3 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 都道府県別にみると、東京が27.8%を占め、次いで愛知8.0%、大阪6.6%、神奈川6.5%、埼玉4.7%となっている。【図4、別表2】

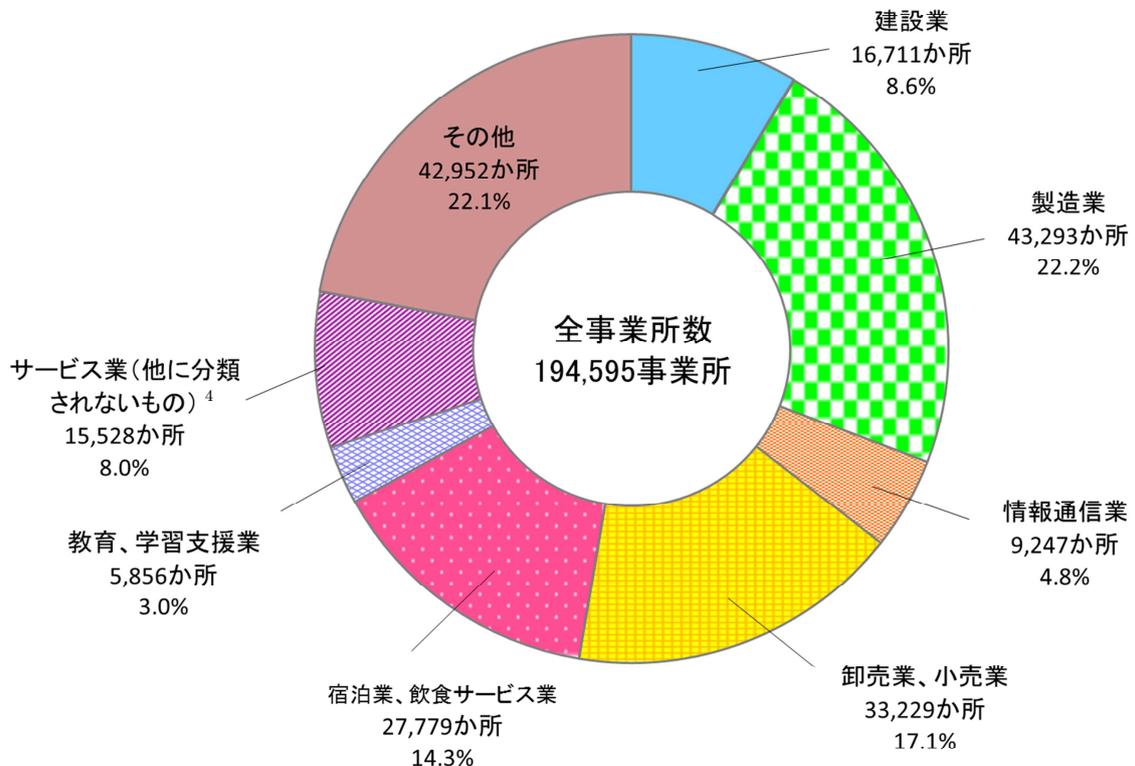
図4 都道府県別外国人雇用事業所数



(2) 産業別にみると、「製造業」が22.2%を占め、次いで「卸売業、小売業」が17.1%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.3%、「建設業」が8.6%となっている。

「製造業」の事業所の占める割合は前年と比べ減少している一方、「建設業」は増加している。【図5、別表4、参考表】

図5 産業別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、別表4の項目(産業)の順番に対応

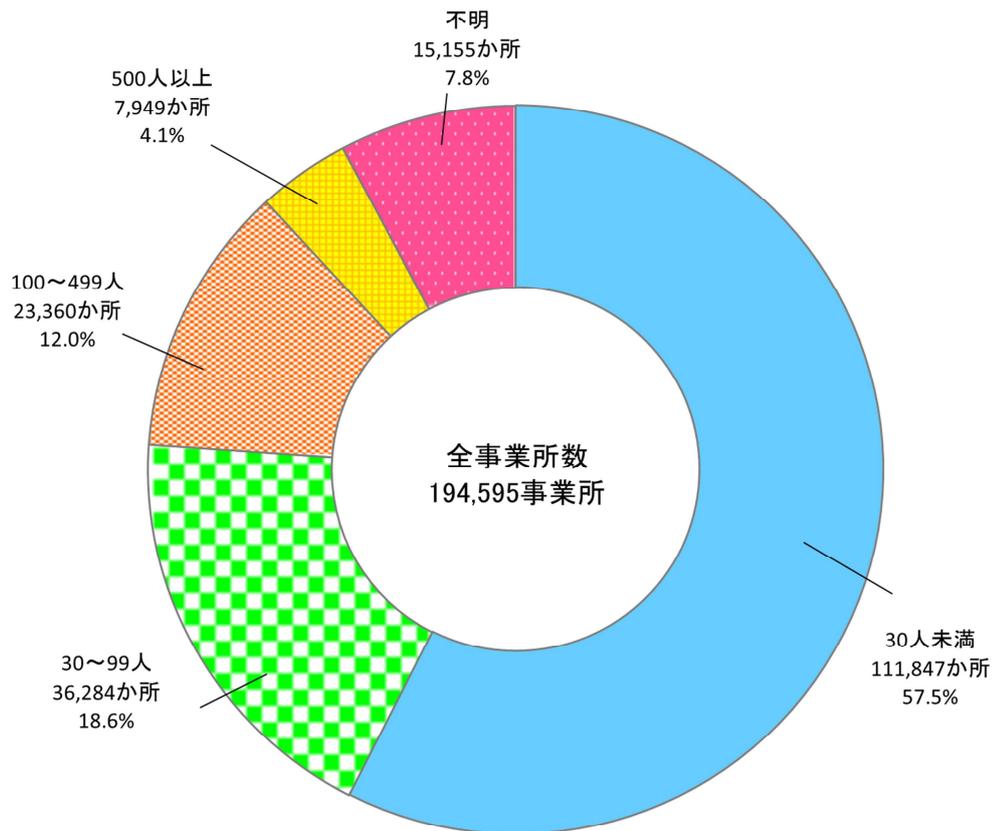
⁴ 「サービス業(他に分類されないもの)」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(3) 事業所規模別にみると、「30 人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 57.5%を占める。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、「30 人未満」規模の事業所では前年同期比で 14.2%の増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図 6、別表 8、参考表】

図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



※円グラフの項目の順番は、
別表8の項目(事業所規模)の順番に対応

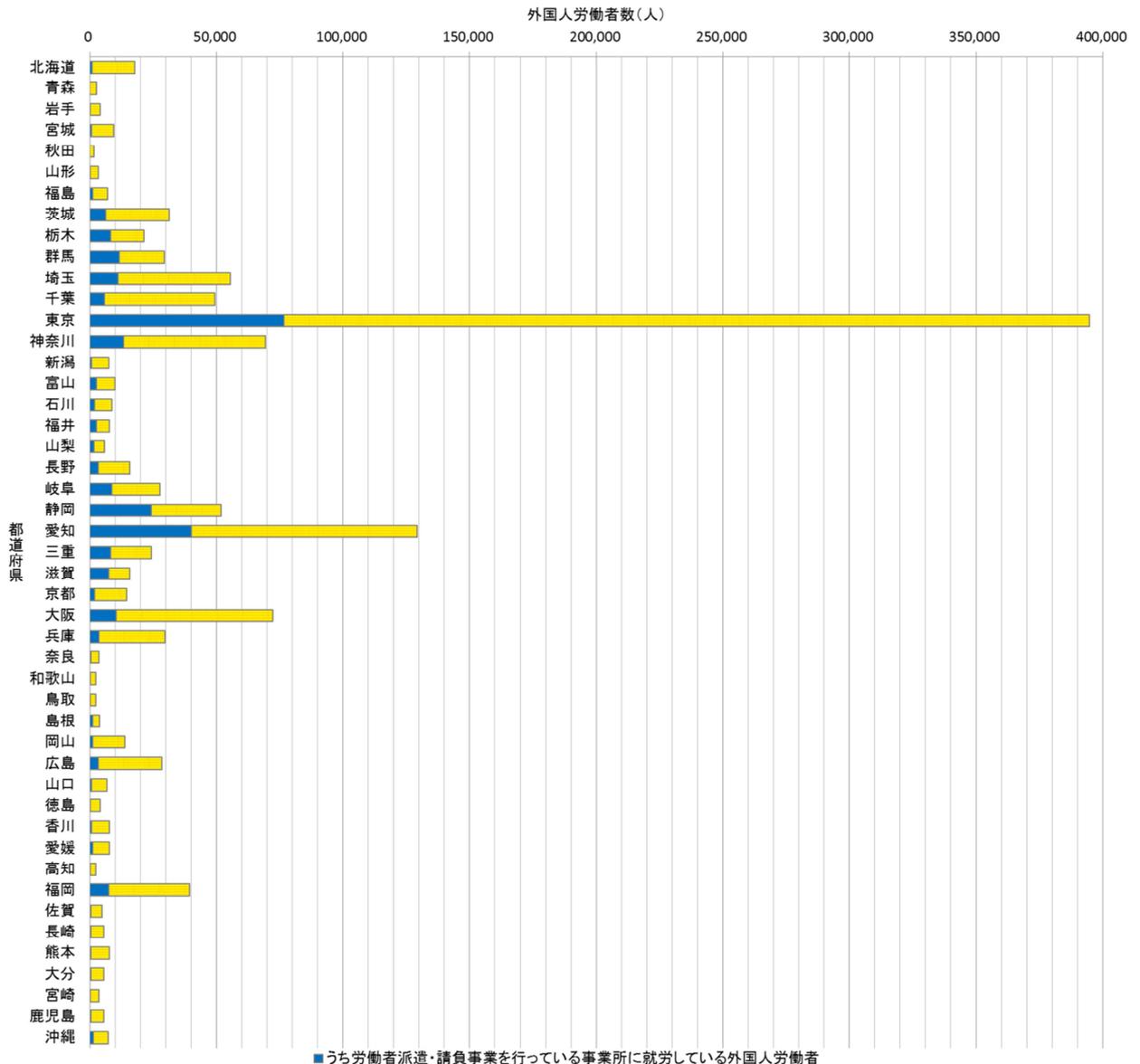
4 都道府県別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 都道府県別にみると、東京が30.9%を占め、次いで愛知10.1%、大阪5.6%、神奈川5.4%、埼玉4.3%となっており、この5都府県で全体の半数を超える。

また、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合をみると、滋賀が48.3%、静岡が46.8%、群馬が39.5%となっている。

【図7、別表2】

図7 都道府県別外国人労働者数



(2) 都道府県別・在留資格別にみると、当該都道府県内の外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が最も高いのが東京 31.0%、次いで京都 26.4%、沖縄 25.2%、「技能実習」の割合が高いのは、愛媛 67.2%、宮崎 67.1%、徳島 65.4%、青森 62.4%、鹿児島 61.0%となっている。「資格外活動（留学）」の割合が高いのは福岡 41.5%、佐賀 34.1%、沖縄 33.3%、東京 32.1%、「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは、滋賀、静岡、山梨、三重、群馬となっている。【別表 3】

(3) 産業別にみると、「製造業」が 30.2%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が 14.8%、「卸売業、小売業」が 13.0%、「宿泊業、飲食サービス業」が 12.3%、「教育、学習支援業」が 5.1%となっている。

【図 8-1、別表 4】

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の 17.3%にあたる 66,903 人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同 68.9%にあたる 130,851 人となっている。【図 8-2、別表 4】

「製造業」の中でも、「電気機械器具製造業」と「輸送用機械器具製造業」において労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ 30.4% (8,346 人)、29.0% (22,619 人) となっている。

【別表 4】

図8-1 産業別外国人労働者数

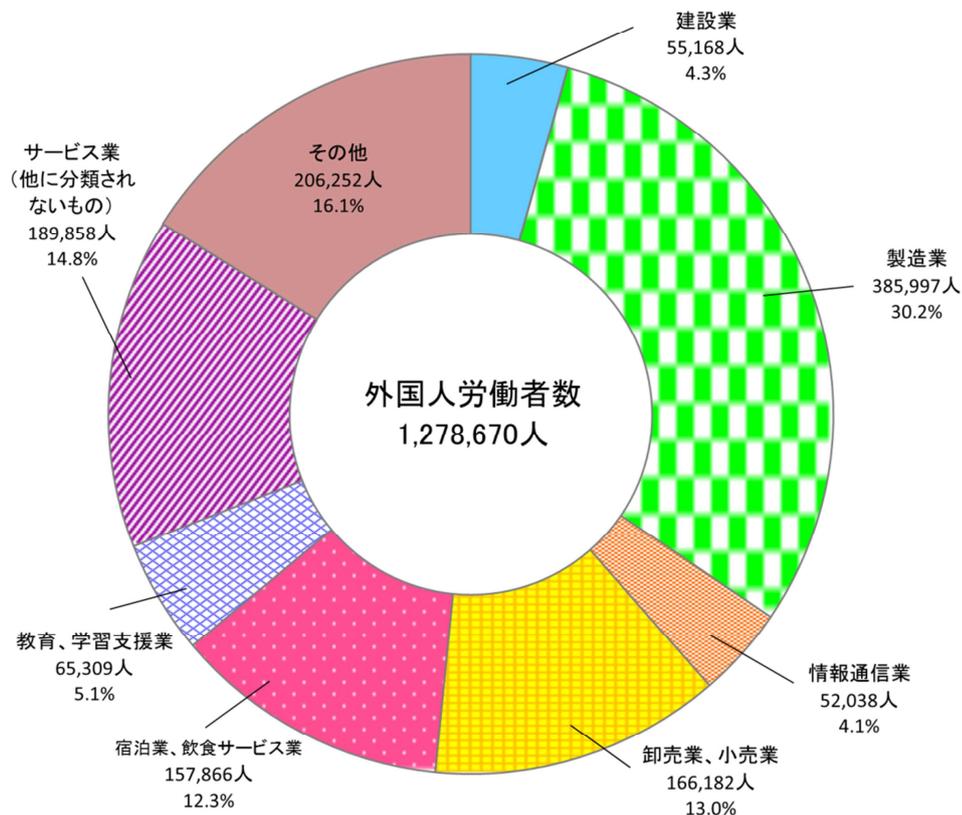
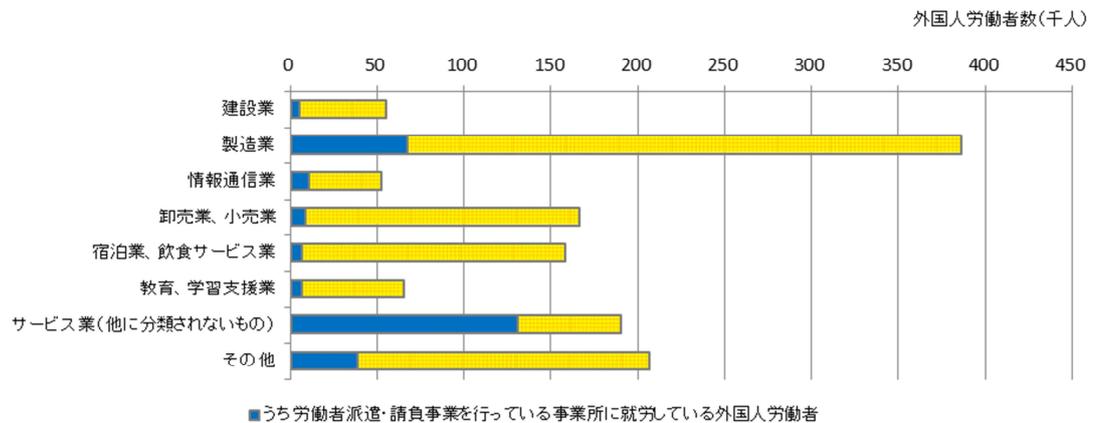


図8-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している
外国人労働者の産業別状況



(4) 都道府県別・産業別にみると、全体的に「製造業」に従事する外国人労働者が多いが、特に愛媛は「製造業」の割合が高く、ほぼ7割となっている。東京は「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」の割合が高く、それぞれ22.1%、20.2%、14.6%となっている。【別表5】

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「情報通信業」が16.7%、「製造業」が15.7%、「卸売業、小売業」が14.1%となっている。「技能実習」については、「製造業」が61.7%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が33.7%、「サービス業（他に分類されないもの）」が23.5%となっている。【別表6】

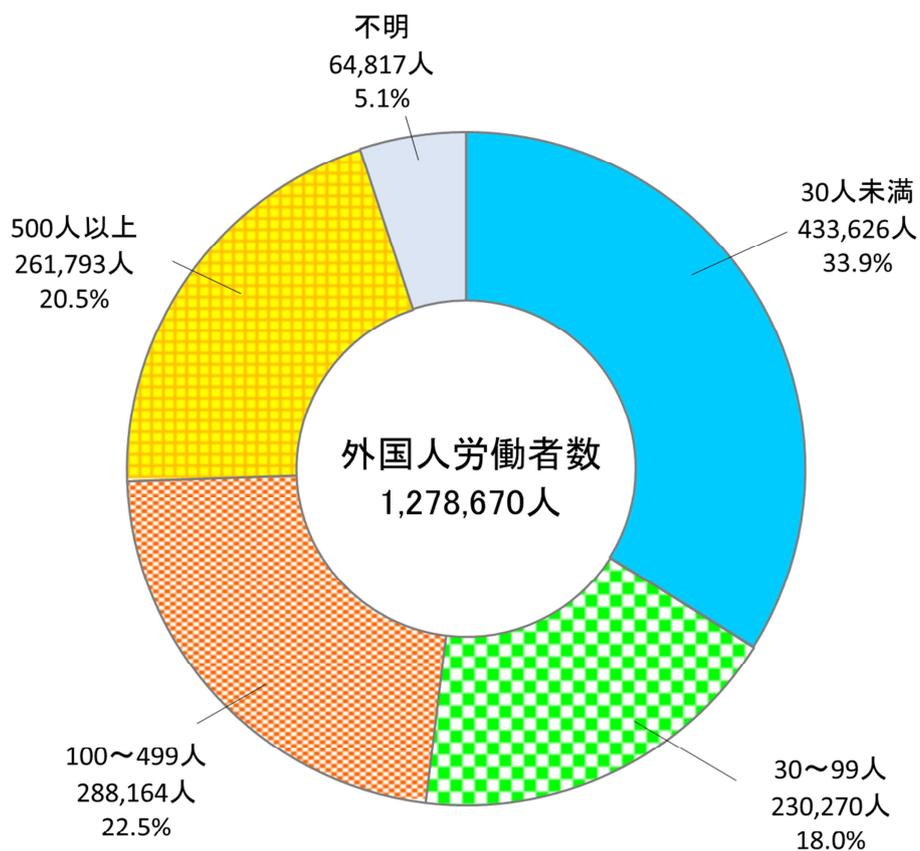
さらに、国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、フィリピン、ベトナム、中国については、「製造業」がそれぞれ47.3%、44.2%、41.0%、36.0%、26.8%と最も高い割合を占める。韓国については、「卸売業、小売業」が20.9%、ネパールについては、「宿泊業、飲食サービス業」が30.0%、G7/8等については、「教育、学習支援業」が41.0%と最も高い割合を占めている。国籍別に労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の構成比をみると、ブラジルとペルーの構成比が高く、それぞれ55.1%、45.0%と労働者の多数を占めている。【別表7】

(5) 事業所規模別にみると、「30 人未満事業所」が最も多く、外国人労働者全体の 33.9%を占めている。

外国人労働者数はどの規模においても増加しており、特に、500 人以上の大規模事業所では前年同期比で 21.3%増加であり、最も大きな増加率となっている。

【図 9、別表 8】

図9 事業所規模別外国人労働者数



※円グラフの項目の順番は、
別表8の項目(事業所規模)の順番に対応